

## 河川掘削土砂に関する公募実施要領

平成20年4月1日  
県土整備部河川課

### (目的)

第1条 この要領は、河川管理者及びダム管理者が河川掘削を行う際に発生する土砂で、公共工事に活用する予定がないものについて、土砂搬出申込者の公募及び採取許認可を行うことに関し必要な事項を定めることにより、もって資源の有効活用と工事に要する経費の縮減を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

- 第2条 この要領において、「河川工事」とは、河川法（昭和39年法律第167号）第8条に規定する工事をいう。
- 2 この要領において、「ダム管理者」とは、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第23条に規定するダムを設置する者をいう。
- 3 この要領において、「出願工事等」とは、河川法第20条の規定により河川管理者の承認を受けて行う工事及び同法第44条の規定により河川管理者の指示を受けて行う浚渫工事をいう。
- 4 この要領において、「土砂」とは、河川法第25条に規定する土石をいう。
- 5 この要領において、「採取許認可」とは、河川法第25条の規定による土石の採取許可及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可をいう。
- 6 この要領において、「所長」とは、西臼杵支庁長及び各土木事務所長をいう。
- 7 この要領において、「土木事務所等」とは、西臼杵支庁及び各土木事務所をいう。

### (公募対象土砂)

第3条 公募の対象となる土砂は、次の各号に掲げる行為により発生した土砂のうち、砂利が相当程度含まれており建設資材として利用可能なもので、かつ、公共工事に活用する予定がないものとする（砂利の中に粒径が300ミリを超える岩石が少量含まれている場合を含む。）。

- (1) 河川管理者が行う河川工事
- (2) ダム管理者が行う出願工事等

### (土砂搬出申込者の公募)

第4条 所長は、公募対象土砂がある場合は、当該土砂のふるい分け試験を行い、公募依頼書（様式第1号）にふるい分け試験結果を添えて、河川課長に土砂搬出申込者の公募手続を依頼するものとする。

- 2 河川課長は、前項の規定による依頼後に、直ちに次の各号を明示し、公告（県庁ホームページへの掲載、土木事務所等の掲示板への掲示）及び業界団体（骨材協会等）への通知を行って土砂搬出申込者を公募するものとする。
- (1) 公募箇所の概要、対象土砂の種別等
  - (2) 土砂搬出申込書の提出先、提出期限等
  - (3) その他河川管理者が必要と認める事項

### (土砂搬出申込者の資格等)

第5条 土砂搬出申込者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること又は既に申

請中で公募期間内に登録を受ける見込みがあること。

- (2) 掘削場所を管轄する土木事務所等の管轄区域内に主たる事務所を有すること。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）。
  - (5) 土砂搬出申込書の提出期限前2年以内に、河川法、砂利採取法に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。
  - (6) 砂利等採取許可準則（昭和41年6月1日建設省河発第83号）第7に該当しないこと。
  - (7) 次に掲げる法人等でないこと。
    - ア 役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者が含まれている法人等
    - イ 役員又は経営に参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者が含まれている法人等
- 2 土砂搬出申込者が、次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外するものとする。
- (1) 土砂搬出申込書等の記載内容に虚偽があったとき
  - (2) 土砂搬出申込等に関して不正な行為があったとき
- 3 土砂搬出予定者が採取許認可を受けた後に、前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当該許認可を取り消すことがあるものとする。

（土砂搬出申込手続）

第6条 土砂搬出申込の手続は、土砂搬出申込者に、土砂搬出申込書（様式第2号）及び採取計画書（様式第3号）を公募箇所毎に作成させ、掘削場所を管轄する所長に提出させるものとする。

（選定基準等）

第7条 土砂搬出予定者の選定は、掘削場所を管轄する土木事務所等内に設置される選定委員会が行うものとする。なお、選定委員会の会議は非公開とする。

- 2 選定に当たっての方針は次のとおりとする。
- (1) 原則として、複数者によりグループ化され（協同組合、共同申請）、骨材等製造プラントを確保（自己所有、委託等）している者の中から選定する。
  - (2) 次に掲げる評価項目について、項目ごとに採点を行い、総合点の高い者から選定する。

	評 価 項 目	配 点
①	運搬経路（国・県道までの経路、プラントまでの経路）の状況	20
②	不用残土の搬出の可否	20
③	ストックヤードの状況	20
④	採取する土砂の数量	10
⑤	確保できるダンプの台数	20
⑥	供給先（県内需要への供給等）	10
	合 計	100

- 3 土砂搬出申込の内容の審査に当たって不明な点が生じた場合は、必要に応じて申

込者へのヒアリングを実施するものとする。

- 4 土砂の量や土砂搬出申込者の能力等から勘案し、河川工事及び出願工事等を速やかに施行する上で必要がある場合には、複数者を選定できるものとする。
- 5 選定後、採取許認可を行うまでの間に、土砂搬出申込者に事故のあるときは、選定されなかった土砂搬出申込者の中から新たに選定することがあるものとする。

(審査結果の通知)

第8条 所長は、審査の結果、土砂搬出予定者には様式第4号により、これ以外の者には第5号により通知するものとする。

(採取許認可の申請手続)

- 第9条 所長は、土砂搬出予定者に対して、速やかに河川法第25条の規定による許可及び砂利採取法第16条の規定による認可の申請手続を行わせるものとする。
- 2 所長は、前項の申請があった場合は、速やかに審査の上、採取許認可を行うものとする。

(砂利採取計画認可手数料及び土石採取料)

- 第10条 所長は、前条の許可に際しては、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく手数料及び河川法に基づく流水占用料等徴収条例（平成12年宮崎県条例第30号）に基づく土石採取料を徴収するものとする。
- 2 ダム貯水池より発生したものに係る土石採取料の徴収については、河川管理者とダム管理者が協議を行って決めるものとする。

(採取許認可に当たって付される主要な条件)

- 第11条 採取許認可に当たって付される主要な条件は次の各号に掲げるものとする。
- (1) 砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通産・建設省令第1号）第9条に規定する業務状況報告書を、毎月、採取を行った月の翌月10日までに、所長に提出すること。
  - (2) 採取した砂利等の洗浄に当たっては、汚濁水処理のため沈殿施設を設置して、適宜に沈殿処理剤を投入し、または適当な日数の間滞留させた後に適切な水質の水を排出すること。
  - (3) 洗浄した砂利等は水切りをした後に運搬すること。

(採取許認可状況の公表)

第12条 採取許認可状況については、採取許認可を行った土木事務所等で随時閲覧に供するものとする。

(留意事項)

- 第13条 この要領の実施に当たって、留意すべき事項は次の各号に掲げるものとする。
- (1) 所長は、対象土砂の土質等を把握するため、掘削場所ごとに試料を採取した後、宮崎県建設技術センター等の試験機関にふるい分け試験を依頼するものとする。なお、土砂の種別毎の採取可能量については、掘削面積、掘削深度等から全体採取量を積算した後、上記試験結果を基に換算するものとする。
  - (2) 掘削場所の試掘を希望する者は、掘削場所を管轄する土木事務所等の立会の下、自らの費用で行うことができるものとする。
  - (3) 河川掘削、水切等は河川管理者又はダム管理者が行うため、採取許認可を受けた者による「採取に伴う災害の発生するおそれ」は少ないと考えられるが、この

ような形態の採取であっても砂利採取法の適用を受けるものであること（砂利採取法第42条）。したがって、採取計画認可申請書及び添付書類（審査の必要な事項に関するもののみ）の提出、業務主任者による採取現場における監督（主に運搬方法のチェック、採取量の確認等）等が必要となること。

- (4) 採取許認可を受けた者が、採取した土砂を別の者に洗浄させる場合には、当該者においても、砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録及び同法第16条に規定する採取計画の認可が必要となること。
- (5) 土砂搬出申込書及び採取許認可に係る申請書類（添付書類含む。）の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (6) 提出された土砂搬出申込書は返却しない。
- (7) 河川掘削者と搬出者が異なるため、実採取量の把握については河川管理者又はダム管理者と、採取許認可を受けた者との間で行き違いの無いように適切に対処するものとする。
- (8) 掘削した土砂の積込方法については、河川管理者又はダム管理者と、採取許認可を受けた者とが協議を行って決めるものとする。

#### 附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

河 川 課 長 殿

〇〇土木事務所長  
( 西臼杵支庁長 )

河川掘削土砂搬出申込者公募依頼書

下記のとおり河川掘削土砂搬出申込者を公募してください。

記

河川の名称	水系	川
掘削場所	右岸 (左岸)	地先から  地先まで
土砂の土質、種別及び数量等	土質	別添試験結果のとおり
	数量	砂 立方メートル
		砂利 立方メートル
		栗石 立方メートル
	合計	立方メートル
工事期間	平成 年 月 日	から工事完了の日まで

土 砂 搬 出 申 込 書

令和 年 月 日

宮崎県〇〇土木事務所長 殿

申込者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名  
砂利採取業者登録年月日  
砂利採取業者登録番号

印

このことについて、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 希望する場所等  
河川名  
掘削場所
- 2 採取計画  
別添採取計画書のとおり
- 3 添付書類
  - (1) 商業登記簿
  - (2) 定款
  - (3) 骨材等製造プラントの確保に係る証明書

記入にあたっての注意事項等

- ※1 申込者が複数で、本様式を共同で提出する場合は、代表者のみ本様式に記載し、他の者については別紙1に記載すること。  
法人は、名称、および代表者名を記入すること。
- ※2 複数の掘削場所を希望する場合であっても、本様式1枚につき1掘削場所とすること。
- ※3 砂利採取業者の登録を受ける見込みのときは、登録申請書の写しを添付すること。
- ※4 骨材等製造プラントの確保に係る証明書については別紙2を使用すること。なお、申込者の中（複数者の場合はグループの中）にプラント所有者がいる場合といない場合で文面が異なるので注意すること。
- ※5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。



別紙2（申込者がプラントを所有している場合）

骨材等製造プラントの確保に係る証明書

令和 年 月 日

宮崎県〇〇土木事務所長 殿

プラント所有者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

印

私は、下記のとおり骨材等製造プラントを所有しています。

記

- 1 プラント所在地
- 2 プラントを所有している事実を確認する書類

注) 所有している事実を確認する書類は、洗浄プラントの認可証の写し、固定資産税償却資産申告書（明細書）など。

別紙2（申込者がプラントを所有していない場合）

骨材等製造プラントの確保に係る証明書

令和 年 月 日

宮崎県〇〇土木事務所長 殿

プラント所有者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名 印

私は、自己の所有する骨材等製造プラントにおいて、（申込者）が（に、）  
採取した土砂の選別・洗浄作業を行います（行わせませす）。

記

- 1 プラント所在地
- 2 プラントを所有している事実を確認する書類

注1）所有している事実を確認する書類は、洗浄プラントの認可証の写し、固定資産  
税償却資産申告書（明細書）など。

注2）（申込者）については、申込者が複数の場合には、グループの代表者を記載する  
こと。また、プラント所有者が選別・洗浄作業を行う場合と、申込者自身がプラ  
ントを借りて選別・洗浄作業を行う場合とで表現が異なるので注意すること。

## 採取計画書

氏名又は名称（ふりがな）	
住所又は所在地連絡先（TEL）	
代表者氏名（ふりがな）	
担当者名（ふりがな） 連絡先（TEL）	
砂利採取業者の登録年月日及び登録番号	
骨材等製造プラントの所有者の氏名及び住所	
採取した土砂の洗浄選別の方法	
採取した土砂の運搬方法及び経路（国・県道への経路、プラントへの経路）	
確保できるダンプの台数	
不用残土の搬出の可否	
ストックヤードの容量	
採取を希望する土砂の数量	
主な販売予定先及び販売予定量（県内・県外の別）	
試掘希望の有無	

注1) 複数者で申し込みを行っている場合には、「氏名又は名称」「住所又は所在地連絡先（TEL）」「代表者氏名」「砂利採取業者の登録年月日及び登録番号」の各欄については、グループの代表者に係る分のみを記載し、他の欄については、グループ全体に係る分について記載すること。

注2) 採取した土砂の運搬経路については、適当な縮尺の地図に経路を明示したものを添付すること。

文 書 番 号  
令和 年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名 殿

宮崎県〇〇土木事務所長

土砂搬出申込の審査結果について（通知）

〇級河川〇〇川水系〇〇川（右岸（左岸） 番地先から 番地先）  
の土砂については、あなたが土砂搬出予定者に選定されました。  
つきましては、河川法第25条の規定による許可及び砂利採取法第16条の規定による認可の申請手続を速やかに行ってくださいようお願いします。  
なお、申請手続等につきまして御不明な点等ありましたら、下記までお問い合わせください。

記

- 1 問い合わせ先  
宮崎県〇〇土木事務所管理担当  
所在地  
電 話

（文書取扱 課）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

殿

宮崎県〇〇土木事務所長

土砂搬出申込の審査結果について（通知）

〇級河川〇〇川水系〇〇川（右岸（左岸） 番地先から 番地先）  
の土砂については、あなたは土砂搬出予定者に選定されませんでした。  
なお、御不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

記

- 1 問い合わせ先  
宮崎県〇〇土木事務所管理担当  
所在地  
電 話

（文書取扱 課）